

平成二十三年政令第三百号

運輸事業の振興の助成に関する法律第三条
第一項の事業を定める政令

内閣は、運輸事業の振興の助成に関する法律
(平成二十三年法律第百一号) 第三条第一項の規
定に基づき、この政令を制定する。

運輸事業の振興の助成に関する法律 (以下
「法」という。) 第三条第一項の政令で定める事
業は、次に掲げる事業とする。

一 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運
輸事業 (以下「特定運輸事業」という。) を営
む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に
関する事業

二 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上
に関する事業

三 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化
(地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成十
年法律第百十七号) 第二条第一項に規定する地
球温暖化をいう。) の防止その他の環境の保全
に関する事業

四 特定運輸事業の適正化に関する事業

五 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施
設の設置又は運営に関する事業

六 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に
際し必要な物資を運送するための体制の整備に
関する事業

七 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与
する事業 (当該事業に要する費用に充てるとため
の基金を設けて行われるものに限る。)

八 全国を単位とする一般社団法人 (一般社団法
人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団
法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平
成十八年法律第五十号) 第三十八条の規定によ
る改正前の民法 (明治二十九年法律第八十九
号) 第三十四条の規定により設立された社団法
人であつたものに限る。) であつて、前各号に
掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要す
る資金の出えんを行う事業 (当該一般社団法人
が当該出えんを行う者を社員とする場合に限
る。)

九 前各号に掲げるもののほか、特定運輸事業の
振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に
協議して定めるもの

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。